

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の請求について

幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費について、制度の簡単な概要と、請求方法（個人請求）について下記にまとめております。個人請求の対象者の方は下記をご確認の上、請求手続きを行っていただくようお願いいたします。

(1) 施設等利用費とは

令和元年10月から始まった保育料の無償化では、市から認可を受けた認可保育施設等（※）だけでなく、それ以外の保育・教育提供施設でも一定の基準を満たしていれば「特定子ども・子育て支援施設等」としてその利用料が無償化されます。この特定子ども・子育て支援施設等の利用料の無償化相当額として、本市から保護者へ支給される給付金のことを「施設等利用費」といいます。

※正式には特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を指します。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等にはどんなものがあるのか

下記の施設等のうち、その施設等の所在地である市町村の確認を受けた施設等が無償化の対象となる「特定子ども・子育て支援施設等」にあたります。

- ・新制度未移行幼稚園
- ・預かり保育事業
- ・認可外保育施設等
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

幼稚園（認定こども園の幼稚園部を含む）の在園児に対する放課後の預かりを「預かり保育」、保育所等が非在園児に対して行う保育を「一時預かり」といい、法律上は通常保育とは別の事業として取り扱われています。

なお、本市の確認を受けている特定子ども・子育て支援施設等は天津市のホームページをご参照ください。

★ ホーム>子育て・教育>保育・幼稚園・認定こども園>保育>幼児教育・保育の無償化>幼児教育・保育の無償化対象施設について

URL: <https://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/yoho/hoiku/f/27445.html>

(3) 施設等利用費支給の対象者

施設等利用費は、特定子ども・子育て支援施設等を利用する人全てが請求できるものではありません。施設等利用費の給付を受けるには、本市より「施設等利用給付認定」を受けている必要があります。施設等利用給付認定には3つの区分があり、この区分によって認定の要件や無償化の対象となる利用料の範囲が異なります。

▼認定区分と対象者及び無償化の範囲

認定区分	対象者	無償化対象
法第30条の4第1号（新1号）	満3歳以上の未就学児	教育部分のみ
法第30条の4第2号（新2号）	3歳児クラス以上の未就学児 かつ保育の必要性がある者	保育部分全て （教育部分含む）
法第30条の4第3号（新3号）	3歳児クラス未満の未就学児 で保育の必要性があり、 かつ非課税世帯の者	保育部分全て （教育部分含む）

※上記において、

「法」とは子ども・子育て支援法のことを指す。

「教育」とは教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育を指す。ここでは、新制度未移行幼稚園における通常時間分の利用のこと。

「保育」とは児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育を指す。ここでは預かり保育事業・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業の利用のこと。

例えば、新1号認定を受けた児童が新制度未移行幼稚園とその幼稚園の預かり保育事業を利用した場合、通常利用分（教育部分）は無償化となりますが、預かり保育事業分（保育部分）は無償化になりません。しかし、同じ幼稚園を利用している場合でも、新2号認定であれば、預かり保育部分も合わせて無償化を受けることができます。

なお、施設等利用給付認定は認可保育施設等を利用するための「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（以下、「支給認定」という。）」とは別の認定となります。また、施設等利用給付認定と支給認定はどちらか一方のみ受けられる認定ですのでご注意ください。

（※1号認定と新2・3号認定の重複認定及びみなし認定を除く）

また、施設等利用給付認定を受けるには原則対象施設の利用開始前に、本市に申請する必要があります。詳細は大津市のホームページをご参照ください。

★ホーム>子育て・教育>保育・幼稚園・認定こども園>保育>幼児教育・保育の無償化>幼児教育・保育の無償化について

URL：<https://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/yoho/hoiku/f/25794.html>

(4) 認可保育施設等と特定子ども・子育て支援施設等の無償化制度の違い

認可保育施設等は法的に利用料が決まっており、支給認定を受けた児童だけが利用することができることから、3歳児クラス以上の保育料は一律に（全額）無償となります。一方で、特定子ども・子育て支援施設等は施設等が独自に料金を決定できることや、保育の必要性がない場合でも利用できることから、無償化される保育料には上限があり、またその施設等利用費についても、施設又は保護者が本市に請求して初めて給付を受けることが

できる仕組みとなっております。

▼無償化制度の主な違い

利用施設	無償化される金額	無償化の方法
認可保育所等	全額無償化	保育料の徴収がなくなる
特定子ども・子育て支援施設等	上限額あり	施設又は保護者が市に請求する

▼施設等利用費の月額上限額

認定区分	教育のみ 利用(※)	教育・保育を利用		保育のみ 利用
		教育分(※)	保育分	
法第30条の4第1号(新1号)	25,700円	25,700円	0円	0円
法第30条の4第2号(新2号)	25,700円	25,700円	11,300円	37,000円
法第30条の4第3号(新3号)	25,700円	25,700円	16,300円	42,000円

※国立の新制度未移行幼稚園の場合は8,000円が上限となります。

(5) 施設等利用費の請求について〔法定代理受領と償還払い(個人請求)〕

施設等利用費の請求権限は保護者にあります。しかし、保護者に毎回請求いただくことには負担が伴うことから、利用施設(事業)側が保護者の委任を受けて代わりに施設等利用費を請求することが認められています。これを施設側の「法定代理受領」といいます。本市では関連する新制度未移行幼稚園・預かり保育事業・認可外保育施設等において、施設側に法定代理受領をお願いしているため、これらの施設を利用している場合には、保護者が市に対して請求を行う必要はありません。

一方で、この他の一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業の利用者や、諸事情で法定代理受領を行っていない施設等の利用者、複数の施設の利用者、その他特殊な事情がある利用者などが施設等利用費の給付を受ける場合、保護者自身で請求書等を作成し、本市に直接請求を行っていただく必要があります。このような給付費の支給方法を「償還払い」といいます。

なお、法定代理受領と償還払いの流れを図にすると下記のとおりとなります。

以降では、償還払いが必要な保護者に向けて、施設等利用費の請求の流れを説明させていただきます。

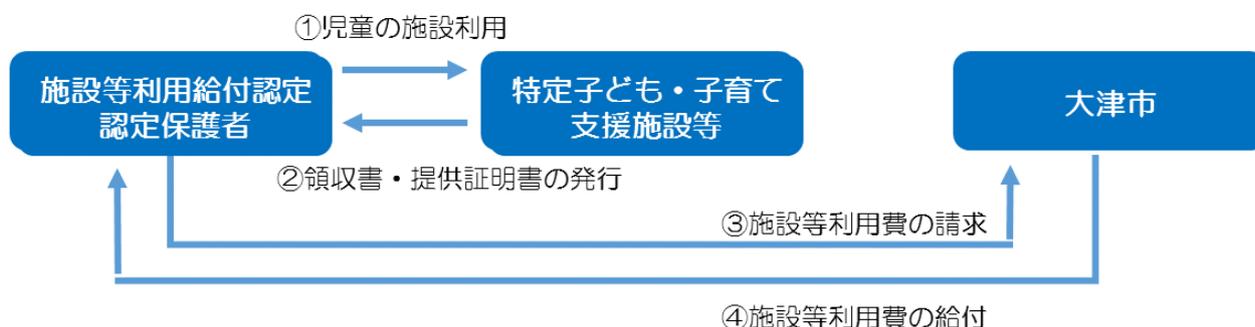
〔法定代理受領の流れ〕



認定保護者に対する料金の徴収は下記の2パターンです。

1. 利用料の徴収がないパターン(※)
 2. 利用料が全額徴収され、後日施設から③の分の返還があるパターン
- ※利用料が無償化の上限額を超えている場合は差額が徴収されます

〔償還払い（個人請求）の流れ〕



(6) 個人請求が必要かの確認

先述のとおり、利用される施設によって個人請求が必要である場合とそうでない場合がございます。まずは、下記表をご確認いただき、個人請求が必要かどうかご判断ください。

▼請求方法確認上の分類

分類	特定子ども・子育て支援施設等
Aグループ	新制度未移行幼稚園、預かり保育事業
Bグループ	認可外保育施設
Cグループ	一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

▼個人請求必要性確認表

	利用施設等	個人請求	備考
併用無	Aのみ		施設が取りまとめて請求するため、個人請求は不要
	Bのみ		施設が取りまとめて請求するため、個人請求は不要
	Cのみ	○	
併用あり	A+A		施設が取りまとめて請求するため、個人請求は不要
	A+B	○	Aグループ分は施設が請求するため請求不要だが、Bグループ分は個人請求が必要
	A+C	○	Aグループ分は施設が請求するため請求不要だが、Cグループ分は個人請求が必要
	B+B	○	
	B+C	○	
	C+C	○	
	A+B+C	○	Aグループ分は施設が請求するため請求不要だが、B・Cグループ分は個人請求が必要

利用施設の組み合わせが、前のページで「○」のあるパターンの場合には、次項以降で提出書類等をご確認いただき、本市にご提出くださいますようお願いいたします。

なお、A グループと他のグループ（B・C）との併用で他のグループ分（B・C）を請求できるのは、在籍園の預かり保育事業について、年間の保育の提供量が標準的な水準を下回っている場合（※）のみとなりますのでご注意ください。本市の A グループの施設等が当該要件にあてはまるかについては、大津市のホームページでご確認いただけます。

※教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数 200 日未満の場合を指す。

★ ホーム＞子育て・教育＞保育・幼稚園・認定こども園＞保育＞幼児教育・保育の無償化＞幼児教育・保育の無償化対象施設について

URL: <https://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/yoho/hoiku/f/27445.html>

(7) 提出書類

施設等利用費の請求に必要な書類は下記のとおりです。

提出書類	入手・作成方法等
① 施設等利用費請求書（償還払い）	大津市の HP から様式をダウンロードし、ご作成ください。
② 施設等利用費請求金額内訳書（償還払い）	大津市の HP から様式をダウンロードし、ご作成ください。
③ 領収書	利用時に発行された領収書をご提出ください。（コピー可）
④ 特定子ども・子育て支援提供証明書	施設等に発行を依頼の上、ご提出ください。（コピー可）
⑤ 活動報告書	ファミリーサポート事業利用時のみ③・④に代わり提出が必要です。利用時に発行されたものをご提出ください。（コピー可）
⑥ 委任状	請求者（施設等利用給付認定保護者）と請求書の口座名義が異なる場合のみ、ご作成・提出が必要です。

請求書等様式は大津市ホームページの下記よりダウンロードしてください。

★ ホーム＞子育て・教育＞保育・幼稚園・認定こども園＞保育＞幼児教育・保育の無償化＞幼児教育・保育の無償化について

URL : <https://www.city.otsu.lg.jp/kosodate/yoho/hoiku/f/25794.html>

《請求書作成時の注意点》

- ・ 請求者名義は、施設等利用給付認定申請で申請された保護者（認定保護者）と一致させていただくようお願いいたします。
- ・ 特定費用（食材料費、日用品代、文房具代、通園送迎費、行事参加費など）は無償化の対象外の料金ですので、差引いて請求してください。
- ・ 施設等利用給付認定の認定開始日又は認定終了日が月途中の場合は利用料や月額上限額の日割り計算が必要です。請求金額内訳書の注意書き等をご参考のうえ、日割り計算をおこなってください。
- ・ 請求書等の記入に際し訂正を行う場合は、二重線と訂正印でご対応ください。ただし、請求書の請求金額のみ訂正することができませんので、請求金額を修正する場合はお手数ですが再度請求書をご作成くださいますようお願いいたします。

(8) 提出時期

個人請求の場合、保護者の方への施設等利用費の給付については、年4回請求書の受付を行っております。

対象月	提出期限	本市からの支払い時期
4～6月分	7月末日まで	8月末日頃
7～9月分	10月末日まで	11月末日頃
10～12月分	1月末日まで	2月末日頃
1～3月分	4月15日まで	5月末日頃

※半期分の請求をまとめていただくことや、1年分を年度末にまとめていただくことも可能です。

(9) 提出方法

下記のいずれかの方法にてご提出ください。

- ・ 保育幼稚園課宛で郵送にて提出
- ・ 保育幼稚園課宛で天津市内の支所から提出
- ・ 天津市役所の窓口で直接提出（※平日9～17時開庁）

(10) その他留意点等

- ・ 「育休中」を保育の必要性の事由として施設等利用給付認定を受けている方は、一時預かり事業、病児保育施設、ファミリーサポートセンター事業を利用しても無償化の対象にはなりません。
- ・ 企業主導型保育所を利用している期間がある場合、その期間は施設等利用費請求の対象期間に含めることは出来ません。



《お問合せ先・提出先》

天津市福祉部子ども未来局保育幼稚園課

住所：〒520-8575 天津市御陵町3番1号

電話：077-528-2746（直通） FAX：077-525-3305